

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」 (4課題、21事業)	課題1「商品・サービスの安全性の確保」 1～14 (14事業)
	課題2「関係機関との連携」 15～16 (2事業)
	課題3「適正な表示の推進」 17～19 (3事業)
	課題4「適正な計量の推進」 20～21 (2事業)
基本的方向2「相談による消費者の救済」 (2課題、11事業)	課題5「相談体制の強化」【重点課題】 22～28 (7事業)
	課題6「関係機関との連携」 29～32 (4事業)
基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」 (消費者教育推進計画) (4課題、86事業) ※基本的方向3(課題7.8)については、各課題の下に「分類」を 設け整理しています。	課題7「消費者被害防止のための教育」【重点課題】
	(分類1) 消費者被害防止に係る教育・啓発活動の促進 33～38 (6事業)
	(分類2) 消費者被害防止のための見守り体制の強化 39～44 (6事業)
	課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】
	(分類1) 食に関する教育の推進 45～59 (15事業)
	(分類2) 持続可能な開発のための教育の推進 60～82 (23事業)
	(分類3) ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進 83～105 (23事業)
	課題9「事業者及び事業所への教育」 106～108 (3事業)
	課題10「担い手の育成・支援」【重点課題】 109～118 (10事業)

1 評価

個別施策担当課が記載した事業実績について、次の評価基準に基づき、個別施策担当課が施策ごとに自己評価を行います。

評価	評価基準
a	計画どおりに達成できた
	・数値目標がある場合は、目標値の100%以上
b	実施し、ほぼ計画通りに達成できた
	・数値目標がある場合は、目標値の100%未満～70%以上
c	実施したが、あまり計画通りに達成できなかった
	・数値目標がある場合は、目標値の70%未満～40%以上
d	実施したが、計画に大きく及ばなかった
	・数値目標がある場合は、目標値の40%未満
e	実施しなかった
—	・対象となる事象が発生した場合に限り対応する施策で、該当するものが発生しなかったため結果として実施しなかったもの ・事業廃止等により実施しなかったもの

※1 数値目標を定めることができなかった施策の評価は、各年度の実施予定を目安に評価を行います。

※2 実施予定と異なる取り組みを実施した場合については、その実績も勘案し、総合的に評価を行います。

2 項目評価

個別施策担当課の自己評価を基にした、各課題・分類の平均です。

aを4点、bを3点、cを2点、dを1点、eを0点とし、各課題・分類の平均点を下記のとおり評価します。

【評価基準】

A：順調に取り組んだ。（項目の評価基準の平均点が3点以上）

B：概ね取り組んだが、さらに積極的な取り組みが必要である。

（項目の評価基準の平均点が2点以上3点未満）

C：取り組みが不足した。（2点未満）

※基本的方向1、2は課題ごと、基本的方向3は分類ごとに評価します。

《第4次千葉市消費生活基本計画 令和5年度事業実績評価一覧》

							令和5年度事業実績							
							個別事業評価数		項目	点数				
							a	b	c	d	e	－	評価	(点)
基本的方向1 「消費生活の安全・安心の確保」(4課題、21事業)							11	2				3	A	3.8
課題1「商品・サービスの安全性の確保」1～14(14事業)							1					1	A	4.0
課題2「関係機関との連携」15～16(2事業)							3						A	4.0
課題3「適切な表示の推進」17～19(3事業)							2						A	4.0
課題4「適切な計量の推進」20～21(2事業)							17	2	0	0	0	4		
合計														

基本的方向2 「相談による消費者の救済」(2課題、11事業)							個別事業評価数		項目	点数				
							a	b	c	d	e	－	評価	(点)
課題5「相談体制の強化」【重点課題】22～28(7事業)							7						A	4.0
課題6「関係機関との連携」29～32(4事業)							3					1	A	4.0
合計							10	0	0	0	0	1		

基本的方向3 「自ら考え行動する自立した消費者の育成」(消費者教育推進計画)(4課題、86事業)	
課題7 「消費者被害防止のための教育」 【重点課題】(13事業)	(分類1) 消費者被害防止に係る教育・啓発活動の促進 33～38(6事業)
	(分類2) 消費者被害防止のための見守り体制の強化 39～44(6事業)
	小計
課題8 「自立した消費者になるための教育」 【重点課題】(61事業)	(分類1) 食に関する教育の促進 45～59(15事業)
	(分類2) 持続可能な開発のための教育の推進 60～82(23事業)
	(分類3) ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進 83～105(23事業)
	小計
課題9 「事業者及び事務所への教育」 106～108(3事業)	
課題10 「担い手の育成・支援」【重点課題】 109～118(10事業)	
合計	

個別事業評価数						項目 評価	点数 (点)
a	b	c	d	e	－		
4	3					A	3.6
3	3					A	3.5
7	6	0	0	0	0		
16						A	4.0
19	3	1				A	3.8
21	2	1				A	3.8
56	5	2	0	0	0		
4						A	4.0
8	2					A	3.8
75	13	2	0	0	0		

令和5年度 個別事業評価合計						
a	b	c	d	e	－	総計
102	15	2	0	0	5	124

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題1「商品・サービスの安全性の確保」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
1	保健所食品安全課	食中毒及びその疑いによる健康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、健康被害の拡大防止等の対策を実施します。	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ情報を提供する。	原因施設等に対し、営業停止、施設等の改善指導及び衛生教育等、再発防止に必要な措置を実施した。 ・食中毒による衛生教育（1件）	a	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ情報を提供する。
	生活衛生課		・保健所から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 ・国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力していく。 ・他県等から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施する。	・保健所から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行った。 ・国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力した。 ・他県等から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施した。	a	・保健所から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 ・国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力していく。 ・他県等から食中毒（疑）発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施する。
	消費生活センター		消費生活相談の中で、食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。	食品による健康被害に関する消費生活相談を受けた場合には、相談員が相談者に対し直接保健所へ情報提供をするよう案内していることもあり、専用シートを活用した情報提供の事例はなかった。	—	消費生活相談の中で、食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、必要に応じて、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。
2	生活衛生課	食の安全性確保のため、食品衛生法に基づき、千葉市食品衛生監視指導計画を策定します。	令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定する。	令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定した。	a	令和7年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定する。
3	保健所食品安全課	食品衛生法に基づき食品営業施設等の監視指導を実施します。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点となる食品製造施設、大規模食品取扱施設、給食施設等（地方卸売市場内施設及び食鳥処理場を含まない）に対し、重点的に監視指導を実施する。	重点的に実施する施設を定め監視指導した。 ・食品営業施設等の監視件数（4,149件）	a	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点となる食品製造施設、大規模食品取扱施設、給食施設等（地方卸売市場内施設及び食鳥処理場を含まない）に対し、重点的に監視指導を実施する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題1「商品・サービスの安全性の確保」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
4	保健所食品安全課	地方卸売市場における食品営業施設等の監視指導、食品検査を実施します。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。	地方卸売市場内の施設を監視指導した。 ・地方卸売市場における食品営業施設等の監視件数（4,152件）	a	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。
5	保健所食品安全課	食鳥検査、食鳥処理場の監視指導を実施します。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、一羽ごとに食鳥検査を行うとともに、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。	食鳥処理場の監視指導を行った。 ・食鳥処理場の監視指導実績 （1）大規模食鳥処理場・監視指導件数（8件） （2）大規模食鳥処理場 食鳥検査・検査羽数（7,703,694羽）	a	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、一羽ごとに食鳥検査を行うとともに、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。
6	建築指導課	木造住宅及び分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成します。	・木造住宅耐震診断助成 5件 ・木造住宅耐震改修助成 20件 ・分譲マンション耐震診断助成 2件 ・分譲マンション耐震設計助成 1件 ・分譲マンション耐震改修助成 1件 ・住宅除却工事助成 3件	・木造住宅耐震診断助成 6件 ・木造住宅耐震改修助成 19件 ・分譲マンション耐震診断助成 1件 ・分譲マンション耐震設計助成 0件 ・分譲マンション耐震改修助成 0件 ・住宅除却工事助成 2件	b	・木造住宅耐震診断助成 5件 ・木造住宅耐震改修助成 18件 ・分譲マンション耐震診断助成 2件 ・住宅除却工事助成 1件
7	建築指導課	既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成します。	・耐風診断助成 30件 ・耐風改修助成 27件	・耐風診断助成 2件 ・耐風改修助成 26件 （うち耐震診断の補助を活用していない件数26件） ※耐風改修助成の申請には耐風診断の結果が必要となるが、明らかに告示基準に適合していないと判断された住宅は、耐風診断不要	b	・耐風診断助成 6件 ・耐風改修助成 27件

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題1「商品・サービスの安全性の確保」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
8	住宅政策課	すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報提供コーナー）において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。	住まいに関する情報提供などの相談業務を行う。	住まいに関する情報提供などの相談業務を実施。 【相談実績】1,381件（軽微な相談：793件を除く）	a	住まいに関する情報提供などの相談業務を行う。
9	消費生活センター	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく立入検査の実施により、商品等の安全性に係る表示の確保を図ります。	消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施する。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(6件) ・電気用品安全法に基づく立入検査件数(6件)	消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施した。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(6件) ※うち1件は立入検査を実施したが、該当製品なし。 ・電気用品安全法に基づく立入検査件数(6件)	a	消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施する。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(6件) ・電気用品安全法に基づく立入検査件数(6件)
10	保健所環境衛生課	市内に流通する家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導を実施します。	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通する肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、家庭用洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼(合計74検体、117項目)し、基準に適合していることを確認する。	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通する肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、家庭用洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼(合計74検体、115項目)し、基準に適合していることを確認した。	a	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通する肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、家庭用洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼(合計74検体、115項目)し、基準に適合していることを確認する。
11	保健所環境衛生課	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、啓発を行います。	ホームページ等による啓発を行う。	ホームページ等による啓発を行った。	a	ホームページ等による啓発を行う。
12	消費生活センター	災害時等、生活関連商品の円滑な流通を不当に妨げ、著しく不適正な価格で供給する事業者に対し、円滑な供給その他必要な措置が講じられるよう対応します。	災害が発生し生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況が見られた場合は、実態調査を行い、事業者等に対し適切な対応を求める。	災害などにより、生活関連商品の円滑な流通が阻害されたような状況については、確認できなかった。	—	災害が発生し生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況が見られた場合は、実態調査を行い、事業者等に対し適切な対応を求める。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題1「商品・サービスの安全性の確保」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
13	消費生活センター	生活関連商品等の価格等について、必要に応じて調査を行い、市民に対し情報提供します。	生活関連商品等の価格等について、必要に応じて調査を行う。また千葉県ホームページに掲載されている「主要調査品目の小売価格（千葉市）」について、市民に情報を提供する。	調査を必要とする事態が生じなかったため、生活関連商品等の価格等についての調査は実施しなかった。また千葉県ホームページに掲載されている「主要調査品目の小売価格（千葉市）」については、市民に情報を提供を実施した。	—	生活関連商品等の価格等について、必要に応じて調査を行う。また千葉県ホームページに掲載されている「主要調査品目の小売価格（千葉市）」について、市民に情報を提供する。
14	消費生活センター	事業者に対し条例に規定する不適正な取引行為を行わないよう、指導の強化を図ります。	事業者に対して不適正な取引行為を行わないよう事業者訪問時やホームページ等で周知するとともに、随時千葉県等と連携し、消費生活条例上の不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、調査・指導を適切に実施する。	調査を必要とする、消費生活条例上の不適正な取引行為を行っている疑いが強い事業者は認められなかったため、調査は実施しなかった。また意見交換を目的に来所した事業者に対し、消費生活条例上の不適正な取引行為について説明した。 ・事業者数（13事業者）	a	事業者に対して不適正な取引行為を行わないよう事業者訪問時やホームページ等で周知するとともに、随時千葉県等と連携し、消費生活条例上の不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、調査・指導を適切に実施する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題2「関係機関との連携」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
15	消費生活センター	消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都県市等との間で消費生活の安全・安心の確保に関する情報交換を行います。	国や近隣都市等との会議を活用し、事業者指導に関する情報の収集、意見交換等を行う。	関東電気通信消費者支援連絡会（総務省関東総合通信局情報通信部）への参加により、電気通信分野における消費者問題に関する情報の収集や知識の習得を行うとともに、消費者庁や近隣都県市等との会議を活用し情報交換を行った。	a	国や近隣都市等との会議を活用し、事業者指導に関する情報の収集、意見交換等を行う。
16	消費生活センター	商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心確保のため、関係機関等に対し必要な検査を依頼します。	消費生活相談において必要とされる案件については、速やかに関係機関へ調査を依頼する。	消費生活相談において、該当する案件がなかったため、実施しなかった。	—	消費生活相談において必要とされる案件については、速やかに関係機関へ調査を依頼する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題3「適正な表示の推進」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
17	消費生活センター	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施により、適正な品質表示の確保を図ります。	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査を実施する。 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件)	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査を実施した。 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件) ※うち1件は立入検査を実施したが、該当製品なし。	a	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査を実施する。 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件)
18	消費生活センター	消費者が商品の内容等を理解し、正しく選択できるよう、条例に規定する基準の遵守状況に関する調査を実施します。	単位価格表示に関する調査等を実施し、結果をホームページなどにより公表する。 ・条例に規定する基準の遵守状況に関する調査店舗数(6件)	単位価格表示に関する調査を実施し、その結果をホームページで公表した。また、総価格表示について、調査時に啓発を行った。 ・条例に規定する基準の遵守状況に関する調査店舗数(6件)	a	単位価格表示に関する調査等を実施し、結果をホームページなどにより公表する。 ・条例に規定する基準の遵守状況に関する調査店舗数(6件)
19	保健所食品安全課	食品衛生法及びその他関係法令に基づき、食品の名称、製造所所在地、製造者氏名、消費又は賞味期限、添加物等の表示の監視・指導を実施します。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、重点的に監視指導する項目として実施する。	立入検査時及び収去検体については重点的に監視し、不適切な表示等については改善等の指導等の必要な措置を講じた。 ・適正改善指導(105件)	a	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、重点的に監視指導する項目として実施する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」

課題4「適正な計量の推進」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
20	消費生活センター	計量法に基づき、事業所で使用する特定計量器の定期検査を行います。	計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の特定計量器の定期検査を実施する。	計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の特定計量器の定期検査を実施した。 ・特定計量器の定期検査個数（2,419 個）	a	計量法に基づき、中央区、若葉区、緑区の特定計量器の定期検査を実施する。
21	消費生活センター	計量法に基づき、計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目についての検査を行い、併せて制度の意義の説明及び技術的な助言を行います。	中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行う。	中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行った。 ・商品量目立入検査件数 3,370件（47店舗）	a	中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行う。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向2「相談による消費者の救済」

課題5「相談体制の強化」【重点課題】

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
22	消費生活センター	消費生活センターへの来所が困難な相談者に対応するため、FAX及びインターネットによる相談を実施します。	FAX及びインターネットによる消費生活相談を実施するとともに、ホームページ等で周知する。	FAX及びインターネットによる消費生活相談を実施した。また、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を行った。 ・FAX相談の件数（2件） ・インターネット相談の件数（30件）	a	FAX及びインターネットによる消費生活相談を実施するとともに、ホームページ等で周知する。
23	消費生活センター	研修や情報の共有等を通じて消費生活相談員の資質の向上を図り、適切な相談対応を行います。また、働きやすい環境づくりに取り組み、消費生活相談員の視野の拡大と優秀な人材確保を図ります。	相談員の研修会や事例研究会等を引き続き実施し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁・国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。また国の動向を見極めつつ、相談員が働きやすい環境づくりに取り組む。	相談員へ研修を受講させるほか、事例研究会で相談業務に必要な情報を共有し、相談員の資質向上を図った。また相談員が働きやすい環境づくりのため、「複数の勤務シフト」を検討した。 ・国民生活センター等への研修参加回数（17回） ・所内研修会の実施回数（3回） ・事例研究会（7回）	a	相談員の研修参加や、研修会を引き続き実施し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁・国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。また国の動向を見極めつつ、相談員が働きやすい環境づくりに取り組む。
24	消費生活センター	SNSを活用した消費生活相談を実施し、消費者にとって利用しやすい環境を整え、消費生活相談体制の強化を目指します。	SNSを活用した消費生活相談を本格導入した他自治体及び実証事業を実施する消費者庁より情報収集し、課題、効果及び必要性を検討する。	SNSを活用した消費生活相談を本格導入した他自治体及び実証事業を実施した消費者庁より情報収集した。	a	国や他自治体の動向を注視し、SNS等の活用による効果的な消費生活相談の手法について検討する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向2「相談による消費者の救済」

課題5「相談体制の強化」【重点課題】

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
25	消費生活センター	消費生活センターに寄せられた苦情相談の内容を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止などに関する施策へ反映させます。	消費生活相談の傾向や消費者被害発生状況を踏まえ、その未然防止・拡大防止を図るため、市民に向け注意喚起すべき事例等について積極的に情報提供を行う。	消費生活センターに寄せられた消費生活相談の内容を基に、被害の発生状況等を踏まえ注意喚起すべき事例について精査し、市民に対し情報紙やホームページ等で情報提供を行った。 ○情報紙 ・暮らしの情報いずみ（6回発行） ・暮らしの情報いずみ特集号（1回発行）（市政だより令和5年9月号に折り込み、全戸配布） ・消費者被害注意報（6回発行） ○ホームページでの情報提供（危険・危害・注意情報6件）	a	消費生活相談の傾向や消費者被害発生状況を踏まえ、その未然防止・拡大防止を図るため、市民に向け注意喚起すべき事例等について積極的に情報提供を行う。
26	消費生活センター	弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。また、協定に基づき、弁護士会に所属する弁護士から、相談業務に係る指導・助言等を受け、より専門性の高い相談業務を実施します。	庁内関係課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月2回実施する。また消費生活アドバイザー業務について弁護士会と協定を締結し、専門家による法的な見解を消費生活相談に活用する。	庁内関係課と連携し、一層の周知を図りながら、多重債務者特別相談を月2回実施した。 ・多重債務者特別相談の件数（実施日数23日、相談件数42件）	a	庁内関係課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月2回実施する。また消費生活アドバイザー業務について弁護士会と協定を締結し、専門家による法的な見解を消費生活相談に活用する。
27	消費生活センター	外国人や聴覚障害者等の消費生活相談において三者間通話等の活用を図ります。	相談者からの申し出に基づき、適宜外国語通訳者や手話通訳者の派遣依頼及び三者間通話を実施する。	聴覚に障害のある方からの相談を電話リレーサービスにより対応した。 ・電話リレーサービスを利用したの相談1件	a	相談者からの申し出に基づき、適宜外国語通訳者や手話通訳者の派遣依頼及び三者間通話を実施する。
28	消費生活センター	消費生活相談窓口を周知し、相談者が自発的に消費生活相談を利用できる環境を整備します。	講座・啓発の実施や区役所等でのポスター掲示・市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行う。	講座・啓発の実施、市のデジタルサイネージ、市の公式SNS、ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行った。	a	講座・啓発の実施、市のデジタルサイネージ、市の公式SNS、ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行う。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向2「相談による消費者の救済」

課題6「関係機関との連携」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
29	消費生活センター	庁内関係課と連携し、消費生活相談窓口の利用促進を図ります。	庁内の各種会議において、関係課との情報交換や協力体制の構築を行う。また庁内関係課に情報紙等を送付し、消費生活相談窓口の機能についての周知を行う。	庁内の各種会議において、庁内関係課との情報交換や協力体制の構築を行った。また庁内関係課に情報紙等を送付し、消費生活相談窓口の機能についての周知を行った。 ・暮らしの情報いずみ（6回発行） ・暮らしの情報いずみ特集号（1回発行） （市政日より令和5年9月号に折り込み、全戸配布）	a	庁内の各種会議において、関係課との情報交換や協力体制の構築を行う。また庁内関係課に情報紙等を送付し、消費生活相談窓口の機能についての周知を行う。
30	消費生活センター	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多重債務者支援策を推進します。	必要に応じて、千葉市多重債務者支援庁内連絡会議を開催する。また、多重債務者特別相談の実施等、多重債務者への支援策について、関係部局へ周知する。	開催すべき特段の事由がなかったため会議の開催がなかった。 多重債務者特別相談の実施について関係部局へ周知した。	—	必要に応じて、千葉市多重債務者支援庁内連絡会議を開催する。また、多重債務者特別相談の実施等、多重債務者への支援策について、関係部局へ周知する。
31	消費生活センター	庁外関係機関等と連携し、悪質な事業者に関する情報等を共有します。	国や県等と連携し悪質な事業者に関する情報等を共有するとともに、必要に応じて、不適正な取引行為を行う事業者への調査・指導・勧告を行い、勧告に従わない場合は氏名等を公表する。	県の関係部署等と各種会議で情報交換を行った。 また、特定商取引法違反が疑われる相談情報について、県に情報提供を行った。（2件）	a	国や県等と連携し悪質な事業者に関する情報等を共有するとともに、必要に応じて、不適正な取引行為を行う事業者への調査・指導・勧告を行い、勧告に従わない場合は氏名等を公表する。
32	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	相談員や弁護士による各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携する。	相談者数（延べ2,005人） ※消費生活相談のみでの集計をしていないため、すべての相談者（内容）の人数を記載。	a	相談員や弁護士による各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題7「消費者被害防止のための教育」【重点課題】

分類1 消費者被害防止に係る教育・啓発活動の促進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
33	生涯学習振興課	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を開催します。	実施回数（5回）、受講者数（98人）	- 悪質商法等被害防止講演会 実施回数（3回）、受講者数（47人） - くらしの巡回講座 実施回数（4回）、受講者数（48人）	b	- 悪質商法等被害防止講演会 実施回数（3回） - くらしの巡回講座 実施回数（5回）、受講者数（96人）
34	消費生活センター	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先：地域団体 対象年齢期：小学生期～成人期	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施する。 ・くらしの巡回講座 80回	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施した。 ・くらしの巡回講座（68回 1,419人）	b	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施する。 ・くらしの巡回講座 80回
35	消費生活センター	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や会場の貸出施設と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先：警察、市内会場 対象年齢期：成人期	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンと連動し、市内会場に出向き、警察と連携して悪質商法等被害防止講演会を実施する。 ・悪質商法等被害防止講演会 3回	警察、公民館と連携し、3区において「悪質商法等被害防止講演会」を実施した。 ・悪質商法等被害防止講演会（3回） 受講者数 47人 （内訳）松ヶ丘公民館（中央区）20人 幕張公民館（花見川区）11人 小中台公民館（稲毛区）16人	a	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンと連動し、市内会場に出向き、警察と連携して悪質商法等被害防止講演会を実施する。 ・悪質商法等被害防止講演会 3回

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題7「消費者被害防止のための教育」【重点課題】

分類1 消費者被害防止に係る教育・啓発活動の促進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
36	地域包括ケア推進課	成年後見制度の利用を円滑に行えるよう、周知・啓発を行います。 主な関係先：千葉市成年後見支援センター 対象年齢期：高校生期～成人期	認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、成年後見制度の講演会・講師派遣を通じ、市民に対し、成年後見制度の利用による権利擁護、消費者被害防止の意識の啓発を行う。 ・講演会 9回 ・講師派遣回数 12回	成年後見制度の講演会・講師派遣を通じ、市民に対し、成年後見制度の利用による権利擁護、消費者被害防止の意識の啓発を行った。 ・講演会 7回 ・講師派遣回数 13回	b	認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、成年後見制度の講演会・講師派遣を通じ、市民に対し、成年後見制度の利用による権利擁護、消費者被害防止の意識の啓発を行う。 ・講演会 9回 ・講師派遣回数 12回
	消費生活センター		消費生活相談、各種講座や、市成年後見支援センター等との連携により、情報提供を行う。	消費生活相談のほか、見守り活動者向けの講座における制度の紹介や、チラシ配架による周知を行った。	a	消費生活相談、各種講座や、市成年後見支援センター等との連携により、情報提供を行う。
37	消費生活センター	高齢者等に対し悪質商法等の被害防止に関する周知・啓発を目的とした関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期（特に高齢者や障害者）	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で高齢者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・商業施設・金融機関・講座等で配布することで注意喚起する。	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で高齢者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・商業施設・金融機関・講座等で配布することで注意喚起した。	a	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で高齢者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・商業施設・金融機関・講座等で配布することで注意喚起する。
38	消費生活センター	若者に対し悪質商法等の被害防止に関する周知・啓発を目的とした関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期（特に若者）	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で若者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・市内中学校・自動車教習所・講座等で配布することで注意喚起する。	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で若者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・市内中学校・自動車教習所・講座等で配布することで注意喚起した。	a	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で若者向けの啓発資料を作成し、ホームページでの周知や公共施設・市内中学校・自動車教習所・講座等で配布することで注意喚起する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題7「消費者被害防止のための教育」【重点課題】

分類2 消費者被害防止のための見守り体制の強化

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
39	地域包括ケア推進課	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。 主な関係先：学校、町内自治会、事業者 対象年齢期：小学生期～成人期	地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーターの養成を推進する。 また、受講者数の増加を図るため、オンライン開催を含めた養成講座の開催を促進する。 ・認知症サポーター養成講座受講者数 8,000人	地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーターの養成講座の開催を促進した。 ・認知症サポーター養成講座受講者数 7,452人 (うちオンライン開催による受講者数：607人)	b	地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーターの養成を推進する。 また、受講者数の増加を図るため、オンライン開催を含めた養成講座の開催を促進する。 ・認知症サポーター養成講座受講者数 8,000人
40	地域安全課	防犯意識の高揚を図るため、「防犯への協力に関する覚書」を締結します。また、市及び覚書締結事業者を構成員とする地域防犯連絡会議を開催し、情報を共有するとともに、協同して啓発活動を実施します。 主な関係先：事業者 対象年齢期：全世代	・覚書締結事業者：61団体（+2団体） ・啓発活動：年2回	・覚書締結事業者：59団体（±0団体） ・啓発活動：年0回 ※1回予定していたが、荒天により中止	b	・覚書締結事業者：必要に応じて締結 ・啓発活動：地域防犯連絡会議を開催し、情報を共有するとともに、必要に応じて協同して啓発活動を実施
41	消費生活センター	行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強化を図り、情報提供を行います。 主な関係先：委員、庁内関係課、社会福祉協議会 対象年齢期：高校生期、成人期	消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図る。 ・消費者被害注意報送付 6回 ・見守り活動者向けの講座に関する情報提供	○千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図った。（1回） ○消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付し啓発を行った。 ・消費者被害注意報送付（6回） ○見守り活動者向けの講座を開催し、受講の案内を情報提供することで啓発も実施した。	a	○千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。 ○消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図る。 ・消費者被害注意報送付 6回 ○見守り活動者向けの講座に関する情報提供

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題7「消費者被害防止のための教育」【重点課題】

分類2 消費者被害防止のための見守り体制の強化

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
42	消費生活センター	消費者や関係者に対し様々な媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：高校生期、成人期	消費者被害防止に関する有効な情報を市政だより、啓発冊子、SNS等により提供し、消費者被害の防止を図る。 消費者被害の拡大が懸念される事案について、ちばし安全・安心メールやホームページを活用し情報提供を行う。	ちばし安全・安心メールへの情報提供やSNS等を活用した消費生活情報の発信を実施した。架空請求に係る情報は引き続きホームページに掲載している。 ・ホームページ掲載（7回） ・ちばし安全・安心メールへの情報提供（5回） ・SNS等を活用した消費生活情報の発信（5回）	a	消費者被害防止に関する有効な情報を市政だより、啓発冊子、SNS等により提供し、消費者被害の防止を図る。 消費者被害の拡大が懸念される事案について、ちばし安全・安心メールやホームページを活用し情報提供を行う。
43	地域安全課	地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先：市民団体等、防犯パトロール隊 対象年齢期：高校生期、成人期	防犯アドバイザー派遣回数：5回	防犯アドバイザー派遣回数：4回	b	防犯アドバイザー派遣回数：5回
44	消費生活センター	電話勧誘等による消費者被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者に助成をします。	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付する。 ・補助金交付件数 300件	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付した。 ・補助金交付件数 305件	a	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付する。 ・補助金交付件数 300件

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類1 食に関する教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
45	消費生活センター	食品表示、健康や栄養に関する表示等についての知識の普及を図るため、情報紙やホームページにより情報提供を行うなど、各種啓発を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	食品表示、健康や栄養に関する表示等について、パンフレットの配架や、情報紙やホームページによる情報提供など、各種啓発を行う。	食品表示に関する講座や、健康や栄養に関する表示についてのパンフレットの配架により啓発を行った。 ・講座「知っておきたい！食品表示」（1回 23人）	a	食品表示、健康や栄養に関する表示等について、パンフレットの配架や、情報紙やホームページによる情報提供など、各種啓発を行う。
46	廃棄物対策課	食品ロス削減を啓発するため、事業者と協働で食べきりキャンペーンを実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよりや校内放送を活用した普及啓発を図ります。	・飲食店等と連携した食べきりキャンペーンの実施 ・小中学校における普及啓発(10月) ・「へらそうくんフェスタ」開催(10月) ・大学生、高校生を対象としたワークショップの開催 ・中学校家庭科教材「エコレシビ動画」の活用	・飲食店等と連携した食べきりキャンペーンの実施(12～1月、3月) ・小中学校における普及啓発(10月) ・「へらそうくんフェスタ」開催(10月) ・大学生、高校生を対象としたワークショップの開催(10月) ・中学校家庭科教材「エコレシビ動画」の活用	a	・飲食店等と連携した食べきりキャンペーンの実施 ・小中学校における普及啓発(10月) ・「へらそうくんフェスタ」開催(10月) ・大学生、高校生を対象としたワークショップの開催(10月) ・中学校家庭科教材「エコレシビ動画」の活用 ・食べきり協力店認定制度の創設
47	健康推進課	関係機関と連携し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てる食育を推進します。	食に関わる関係機関・団体等の食育活動の紹介や、栄養バランスや地産地消、食品ロスなどについて考えるきっかけとなるポスター展示、パンフレット配布を行う。 実施時期：6月（食育月間） 会場：イオンマリニア店	食に関わる関係機関・団体等の食育活動の紹介や、栄養バランスや地産地消、食品ロスなどについて考えるきっかけとなるポスター展示、パンフレット配布を行った。 ○食育のつどい2023 実施時期：6月（食育月間） 会場：イオンマリニア店 (1回 1,281人)	a	食に関わる関係機関・団体等の食育活動の紹介や、栄養バランスや地産地消、食品ロスなどについて考えるきっかけとなるポスター展示、パンフレット配布を行う。 実施時期：11月 会場：ペリエ千葉
48	健康推進課	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報提供を行います。	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報提供を行う。	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報提供を行い食に関する啓発を行った。	a	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報提供を行う。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類1 食に関する教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
49	健康推進課	食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成・育成を行います。	食生活改善推進員（ヘルスマイト）養成講座を緑区で開催する。（1コース/全6回）	食生活改善推進員（ヘルスマイト）養成講座を緑区で開催し養成した。（全6回 養成者数32人）	a	食育推進員（旧食生活改善推進員）養成講座を各区で開催する。（1コース/全5回）
50	健康推進課	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施するなど、健康に関する情報を提供する事業者を「千葉市健康づくり応援店」として登録します。応援店証を掲示することにより、市民に周知し、市民自らの健康づくりを推進します。	市民への事業周知の徹底を図るとともに、登録店の獲得に向け飲食店等への働きかけを行う。	千葉市民の課題である食塩摂取量の減少の啓発とともに、市民への事業周知を図った。 ・健康づくり応援店件数 23件	a	市民への事業周知の徹底を図るとともに、登録店の獲得に向け飲食店等への働きかけを行う。
51	健康推進課	様々な年齢層を対象に食育に関する講座を開催します。	食育に関する各種講座（離乳食教室・食の実践教室・介護予防教室（食事セミナー））を開催する。	食育に関する各種講座を開催し、食に関する啓発を行った。 ・離乳食教室 50会場952人 ・食の実践教室 51会場468人 ・介護予防教室（食事セミナー） 109会場977人	a	食育に関する各種講座（離乳食教室・食の実践教室・介護予防教室（食事セミナー））を開催する。
52	農政課	地産地消に関する市民の理解を深めるため、啓発を行います。 主な関係先：- 対象年齢期：全世代	地産地消PRイベント開催回数：15回	地産地消PRイベント実施回数：16回	a	地産地消に関する理解と興味を深めるための啓発イベントを実施します。 ・PRイベント実施回数：20回
53	農政課	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。 主な関係先：生産者、小学校 対象年齢期：小学生期	・実施校 7校（7回 実施）	・実施校 7校（7回 実施）	a	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるとともに、千葉市で行っている地産地消の取組及び食のブランド化についても授業で触れる。 実施校 7校（7回 実施）

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類1 食に関する教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
54	生活衛生課	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。 主な関係先：－ 対象年齢期：高校生期、成人期	リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。	リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行った。	a	リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。
55	生活衛生課	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の安全に関する講演会等を開催します。 主な関係先：消費者、食品等関係事業者 対象年齢期：高校生期、成人期	食の安全に関する講演会及び令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実施する。	食の安全に関する講演会及び令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実施した。 実施日：令和6年2月1日 参加者：37人	a	食の安全に関する講演会及び令和7年度千葉市食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実施する。
56	幼保指導課	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施します。 主な関係先：保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所 対象年齢期：乳幼児期	各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施する。	計画策定保育所（公立53か所） 計画策定認定こども園（公立2か所）	a	各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施する。
57	幼保指導課	食育だより等を通じ、乳幼児の保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。 主な関係先：保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園 対象年齢期：乳幼児期	食育だより等を乳幼児の保護者に対し配布する。 毎月の献立表に食材の紹介やレシピを掲載して保護者に対して配布する。	○食育だより等配布先件数 ・公立保育所（53か所） ・公立認定こども園（2か所）	a	食育だより等を乳幼児の保護者に対し配布する。 毎月の献立表に食材の紹介やレシピを掲載して保護者に対して配布する。
	幼保支援課				a	

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類1 食に関する教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
58	保健体育課	食育だより等を通じ、小・中学生の保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。 主な関係先：市立小・中・中等教育・特別支援学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	旬の市内産食材の紹介やレシピ等食生活に役立つ情報を掲載した食育だより等を、小・中学生の保護者に対し配布する。	○食育だより等配布先件数 ・小学校（107校） ・中・中等教育学校（55校） ・特別支援学校（3校）	a	旬の市内産食材の紹介やレシピ等食生活に役立つ情報を掲載した食育だより等を、小・中学生の保護者に対し配布する。
59	保健体育課	各小・中・中等教育・特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する指導を推進します。 主な関係先：市立小・中・中等教育・特別支援学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	・市内全小・中・中等教育・特別支援学校において、食に関する指導の全体計画を策定する。 ・市内産農産物を導入した全校共通献立を年3回実施する。 また、千葉氏ゆかりの地給食を実施する。	・市内全ての小・中・中等教育・特別支援学校において、食に関する指導の全体計画を策定した。 ・市内産農産物を導入した全校共通献立を年3回実施した。 また、千葉氏ゆかりの地給食を実施した。	a	・各小・中・中等教育・特別支援学校において、食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する指導を実施する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
60	消費生活センター	地元の産品を購入する（地産地消）、市内の店舗で購入する（地域活性化）、必要な分だけ購入する（食品ロス削減）など、持続可能な社会を目指して行動できる消費者の育成を図るため、人や社会、環境に配慮した消費行動に関する講座を開催するなど、各種啓発を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施や関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供を行う。	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施や関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供を行った。 ・巡回講座、学校での出前授業（15回398人） ・イベント等におけるパネル展示やクイズの実施（6回） ・情報紙やホームページへの掲載による啓発	a	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施やエシカル消費をテーマとした消費者教育ポスターの募集、関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供を行う。
61	脱炭素推進課	エコライフカレンダーを作成・配布し、各月の記載事項により市民の環境保全に対する理解を深め、市民の具体的な行動につなげます。	事業名称：エコライフカレンダーの作成・配布 予定配布部数：25,000部	エコライフカレンダーを作成し、区役所等で配布した。（25,000部）	a	事業名称：エコライフカレンダーの作成・配布 予定配布部数：25,000部
62	脱炭素推進課	児童・生徒用に環境教育教材を作成し環境教育を推進します。	事業名称：環境教育教材の作成・配布 予定配布部数：市内の小学4年生及び中学1年生の生徒(部数については今後、教育委員会に照会を行い、把握する。)	環境教育教材を作成し、市内の全小学4年生に冊子を配布、全中学1年生にデータを提供した。	a	事業名称：環境教育教材の作成・配布 予定配布部数：市内の小学4年生及び中学1年生(中学生はデータのみ)
63	脱炭素推進課	環境学習重点実施校を指定し、環境保全活動を推進します。	事業名称：環境学習重点実施校 予定件数：市内各区の小中学校から1校(計12校)を重点実施校に指定。	市内各区の小中学校から1校(計12校)を重点実施校に指定し、環境保全活動を推進した。	a	事業名称：環境学習重点実施校 予定件数：市内各区の小中学校から1校(計12校)を重点実施校に指定。
64	脱炭素推進課	環境保全に向けた意識の高揚を図るため公民館で環境教育講座を実施します。	事業名称：環境教育講座 予定件数：市内の11公民館	10公民館で実施	b	事業名称：環境教育講座 予定件数：市内の8公民館

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
65	環境保全課	大草谷津田いきものの里にて、環境学習活動として自然観察会を実施します。	大草谷津田いきものの里自然観察会 実施回数 11回 参加者数 各回定員15人	大草谷津田いきものの里自然観察会 実施回数 9回（162人参加）※11回予定中2回が雨天中止	a	大草谷津田いきものの里自然観察会 実施回数 11回 参加者数 各回定員30人
66	環境保全課	多様な生態系を有する谷津田や水辺において、啓発イベントを行うとともに市民参加型の生き物調査を行います。	ふれあい自然観察会 2回 谷津田の自然体験教室 6回 スキルアップ講座 1回 ちばレボ生き物調査 4回	ふれあい自然観察会 2回(32人参加) 谷津田の自然体験教室 6回(72人参加) スキルアップ講座 1回(5人参加) ちばレボ生き物調査 4回(投稿575件)	a	ふれあい自然観察会 2回 谷津田の自然体験教室 6回 スキルアップ講座 1回 ちばレボ生き物調査 4回
67	環境保全課	市内小学生に対して、水環境の保全に関する出張授業を行います。	市内小学生を対象とした出張授業（水辺環境調査） 実施 1校	市内小学生を対象とした出張授業（水辺環境調査） 実施 1校	a	市内小学生を対象とした出張授業（水辺環境調査） 実施 1校
68	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する市民の意識高揚を図るため、ごみ減量広報紙を発行し、啓発を行います。	ごみ減量広報紙「G o!G o!へらそうくん」を年1回発行しごみ減量への周知啓発を図る。	発行回数1回 (市政だより3月号特集記事)	a	ごみ減量広報紙「G o!G o!へらそうくん」を年1回発行しごみ減量への周知啓発を図る。
69	廃棄物対策課	未就学児や小学生を対象に、ごみの分別や3Rについて体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。	○実施数 「へらそうくんルーム」 ・保育所 6か所 ・幼稚園 6か所 「ごみ分別スクール」 ・小学校 107校	○実施数 「へらそうくんルーム」 ・保育所 6か所 ・幼稚園 6か所 「ごみ分別スクール」 ・小学校 107校	a	○実施数 「へらそうくんルーム」 ・保育所 6か所 ・幼稚園 6か所 「ごみ分別スクール」 ・小学校 107校

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
70	廃棄物対策課	高校生以上の学生を対象に、食品ロスやプラスチックごみ問題について学習し、ごみ減量の意識の醸成を図ります。	○実施回数 ・食品ロス削減 1回（10月） ・海洋プラスチックごみ削減 1回（8月）	○実施回数 ・食品ロス削減 1回（10月）（14人参加） ・海洋プラスチックごみ削減 1回（8月）（12人参加）	a	○実施回数 ・食品ロス削減 1回（10月） ・海洋プラスチックごみ削減 1回（8月）
71	廃棄物対策課	公共施設にボックスを設置し、回収した使用済小型家電や製品プラスチックを再資源化事業者引き渡し、有用な金属等やプラスチックのリサイクルを図ります。	○ボックス設置数 ・小型家電 29か所 ・製品プラスチック 19か所	○ボックス設置数 ・小型家電 28か所 ・製品プラスチック 19か所	a	○ボックス設置数 ・小型家電 28か所 ・製品プラスチック 19か所
72	廃棄物対策課	廃食油を回収する地域団体等を募集し、事業者が収集・リサイクルする取り組みを推進します。	○回収団体数 38団体	○回収団体数 40団体	a	○回収団体数 42団体
73	廃棄物対策課	生ごみの減量及び再資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。	令和5年度末に登録期間が満了するアドバイザーに対し、更新時研修を実施する。 新規アドバイザーの養成研修を実施する。	○生ごみ資源化アドバイザー新規登録者数 16人	a	令和6年度末に登録期間が満了するアドバイザーに対し、更新時研修を実施する。 新規アドバイザーの養成研修を実施する。
74	廃棄物対策課	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や再資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導を行います。	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。	○派遣回数、受講者数 派遣回数（2回） 受講者数（95人）	C	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
75	廃棄物対策課	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の入費 （目標：400件） ・生ごみ肥料化容器の入費 （目標：400件）	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の入費 実績：481件 ・生ごみ肥料化容器の入費 実績：142件	b	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の入費 （目標：400件） ・生ごみ肥料化容器の入費 （目標：350件）
76	教育指導課	児童、生徒向け環境教育教材を作成するとともにこれを活用し、環境教育を推進します。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期・中学生期	各教科等と関連させて教育活動に位置づけ、環境学習を進めていく。	児童、生徒向け環境教育教材を作成するとともにこれを活用し、各教科等と関連させて環境教育を推進した。	a	各教科等と関連させて教育活動に位置づけ、環境学習を進めていく。
77	教育指導課	環境学習重点実施校を指定し、環境保全活動を推進します。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	環境学習重点実施校を小・中学校とも6校ずつ指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、実践力を養う。	環境学習重点実施校（小学校6校、中学校6校）を指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、環境保全活動を推進した。	a	環境学習重点実施校を小・中学校とも6校ずつ指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、実践力を養う。
78	国際交流課	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。 主な関係先：（公財）千葉市国際交流協会 対象年齢期：中学生期～成人期（特に若者）	青少年交流参加者数： 派遣無し 受入4人	青少年交流参加者数： 派遣無し 受入4人	a	青少年交流参加者数： 派遣8人 受入4人

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
79	教育指導課	英語を母語とする外国人講師を市立小・中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期、中学生期、高校生期	小学3～6年生を対象にA L Tによる外国の文化や生活習慣の理解を深める体験的な英語活動を行う。 市立中学・高等学校にA L Tを通年で配置し、語学指導及び異文化理解の充実を図る。	A L Tによる外国の文化や生活習慣の理解を深める体験的な学習を、小学3～4年生を対象に外国語活動、小学5～6年生を対象に外国語科の授業で行った。 語学指導及び異文化理解の充実を図るため、市立中学・高等学校にA L Tを通年で配置した。	b	A L Tによる外国の文化や生活習慣の理解を深める体験的な学習を、小学3～4年生を対象に外国語活動、小学5～6年生を対象に外国語科の授業で引き続き行う。 市立中学・高等学校にA L Tを通年で配置し、語学指導及び異文化理解の更なる充実を図る。
80	教育指導課	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動を実施する。 国際交流活動実践の紹介を工夫する。	市立稲毛高等学校附属中学校、稲毛国際中等教育学校が、海外の姉妹都市からの生徒を迎え入れ、交流活動を行った。	a	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動を実施する。 国際交流活動実践の紹介を工夫する。
81	教育指導課	帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(15人)により、帰国・外国人児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進する。	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(15人)により、帰国・外国人児童生徒が学校生活になじみ、多くの児童生徒との交流を深めることで、身近な生活の場から国際理解を促進した。	a	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(16人)により、身近な生活の場から国際理解をさらに促進する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類2 持続可能な開発のための教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
82	稲毛高等学校・ 稲毛国際中等教育学校	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先：－ 対象年齢期：中学生期、高校生期	新型コロナウイルスの影響により、カナダ・アメリカ（姉妹校）への語学研修派遣については断念せざるを得ない状況にあるが、オーストラリア（交流校）への語学研修派遣及び留学生の受入れについては実施する予定である。 また、今年度から韓国（交流校）との交流を開始することとし、留学生の受入れを実施する予定である。 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数（30人） 派遣生徒数（中止） ・【ヒューストン市】 受入生徒数（15人） 派遣生徒数（中止） ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数（25人） 派遣生徒数（中止） ・【オーストラリア】 受入生徒数（中止） 派遣生徒数（20人 夏）、（120人 秋） ・【韓国】 受入生徒数（20人） 派遣生徒数（実施なし）	新型コロナウイルスの影響や物価高騰により、カナダ・アメリカ（姉妹校）への語学研修派遣については断念せざるを得ない状況であったが、オーストラリア（交流校）への語学研修派遣及び留学生の受入れについては実施した。 また、今年度から韓国（交流校）との交流を開始し、留学生の受入れを実施した。 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数（30人） 派遣生徒数（中止） ・【ヒューストン市】 受入生徒数（15人） 派遣生徒数（中止） ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数（25人） 派遣生徒数（中止） ・【オーストラリア】 受入生徒数（中止） 派遣生徒数（20人 夏）、（120人 秋） ・【韓国】 受入生徒数（20人） 派遣生徒数（実施なし）	a	航空運賃や物価高騰の影響により、カナダ・アメリカ（姉妹校）への語学研修派遣については断念せざるを得ない状況にあるが、オーストラリア（交流校）への語学研修派遣及び留学生の受入れについては実施する予定である。 また、今年度から韓国（交流校）との相互交流を開始することとし、本校から生徒派遣を実施する予定である。 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数（30人） 派遣生徒数（中止） ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数（25人） 派遣生徒数（中止） ・【オーストラリア】 受入生徒数（中止） 派遣生徒数（20人 夏）、（120人 秋） ・【韓国】 受入生徒数（20人） 派遣生徒数（10人）

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
83	消費生活センター	消費者被害の防止や消費生活情報の普及啓発のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、各種イベントに参加して、消費生活センターの普及啓発を行います。 主な関係先：庁内関係課、ちばし消費者応援団、消費者関係団体等 対象年齢期：全世代	庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、各種イベントに参加して、消費生活センターの周知や消費生活情報の普及啓発を行う。 ・イベント参加 5回	庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、各種イベントに参加して、消費生活センターの周知や消費生活情報の普及啓発を行った。 ○イベント参加 6回 ・消費者教育特別展示 ・中央図書館ミニ企画展示 ・ちばフェアトレードマーケット ・青少年の日フェスタ ・エコメッセちば ・コープみらいフェスタ きやっせ物産展	a	庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、各種イベントに参加して、消費生活センターの周知や消費生活情報の普及啓発を行う。 ・イベント参加 5回
84	消費生活センター	資料や情報を整理・収集し、消費生活情報の提供を充実します。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	情報収集と資料情報を充実させ、消費生活センターの情報プラザや情報紙、ホームページで多様な消費生活情報の提供と消費生活センターの周知を図る。	情報収集と資料情報を充実させ、消費生活センターの情報プラザや情報紙、ホームページで多様な消費生活情報の提供と消費生活センターの周知を図った。	a	情報収集と資料情報を充実させ、消費生活センターの情報プラザや情報紙、ホームページで多様な消費生活情報の提供と消費生活センターの周知を図る。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
85	消費生活センター	消費者被害の防止や自立した消費者の育成のために、様々な方法を用いて啓発事業を実施します。 主な関係先： 対象年齢期：全世代	対面のほか、オンラインを活用した講座など、時代のニーズに合わせた方法で消費生活講座を実施する。 ・オンライン等による講座 6回	オンライン等による講座を実施した。 また、専門知識を有する団体等との連携による講座として、NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会千葉支部及び生涯学習センターとの共催により、お金の使い方に関する子ども向け講座や資産形成に関する消費生活講座を開催した。 ・オンライン等による講座（6回）受講者数 114人 ・子ども向け講座「おこづかいゲーム」（2回）受講者数 29人 ・「～新NISAが学べる消費生活講座～私にもできるかな？新しくなったNISA入門セミナー」（2回）受講者数 261人	a	対面のほか、オンラインを活用した講座など、時代のニーズに合わせた方法で消費生活講座を実施する。 また、専門知識を有する団体等との連携による講座を開催する。 ・オンライン等による講座 12回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 2回 ・資産形成等に関する講座 1回

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
86	消費生活センター	若者に対する消費者教育の推進のため、教育現場への消費生活相談員の派遣、職場体験学習の実施等やその他啓発を行います。 主な関係先：学校、高校、大学 対象年齢期：小学生期、中学生期、高校生期、成人期（特に若者）	学校等と連携し、消費生活相談員・消費者教育コーディネーターの派遣や情報提供等を行い、教育現場の支援を実施する。 また、消費者教育研究推進校として、中学校1校、高等学校1校の支援を行う。 このほか、要望に応じて、職場体験学習を受け入れる。 ・教育現場における講座 40回 ・消費者教育研究推進校 2校（轟町中学校、市立稲毛高校）	消費生活相談員や消費者教育コーディネーターを派遣し、教育現場を支援した。 また、消費者教育推進校2校を重点的に支援した。 このほか、市内大学と連携して、若年者の消費者トラブル防止につながる啓発・講座等を行った。 ・教育現場における講座（51回） 受講者数 1,265人 ・消費者教育研究推進校 2校（轟町中学校、市立稲毛高等学校） ・淑徳大学との連携 「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」4回 39人	a	学校等と連携し、消費生活相談員・消費者教育コーディネーターの派遣や情報提供等を行い、教育現場の支援を実施する。 また、消費者教育研究推進校として、小学校1校、中学校1校の支援を行う。 このほか、市内大学と連携して、若年者の消費者トラブル防止につながる啓発・講座等を行う。 さらに、要望に応じて、職場体験学習を受け入れる。 ・教育現場における講座 50回 ・消費者教育研究推進校 2校（新宿小学校、緑町中学校）
87	消費生活センター	小・中学生を対象として年齢に応じた消費者教育を実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：小学生期、中学生期	小中学校での出前授業を実施するとともに、夏休みに対象の年齢に合わせた消費生活に関連する小学生講座を実施する。 ・小中学校での出前授業 10校（オンライン含む） ・夏休み小学生講座 1回	小中学校での出前授業を実施するとともに、夏休みに対象の年齢に合わせた消費生活に関連する小学生講座を実施したほか、NPO法人日本フィナンシャル・プランナーズ協会千葉支部等との共催によりお金の使い方に関する子ども向け講座を開催した。 ・小中学校での出前授業 9校（23回） ・夏休み小学生講座「お金の使い方を考えよう」 1回 31人（児童16人、保護者15人） ・子ども向け講座「おこづかいゲーム」 2回 29人	b	小中学校での出前授業を実施するとともに、消費生活に関連する小学生向け講座を実施する。 ・小中学校での出前授業 10校（オンライン含む） ・夏休み小学生講座 3回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 2回

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
88	消費生活センター	障害のある方等に対し、消費者教育を受ける機会を提供します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	障害のある方や、その家族、また障害のある方からの相談を受ける立場の相談員等に向けて悪質商法や詐欺被害の事例や対処法を学ぶ講座を情報保障（手話通訳等）付で実施する。 ・悪質商法等被害防止講演会（情報保障付） 3回 また、障害のある方等からの要望に応じて、くらしの巡回講座を実施する。	障害のある方や、その家族、また障害のある方からの相談を受ける立場の相談員等に向けて悪質商法や詐欺被害の事例や対処法を学ぶ講座を情報保障（手話通訳等）付で実施した。 ・悪質商法等被害防止講演会（3回） 受講者数 47人 （うち手話通訳付き 1回） また、障害のある方等からの要望に応じて、くらしの巡回講座等（特別支援学校等での出前授業を含む）を実施した。 ・くらしの巡回講座等（5回） 受講者数 76人	a	障害のある方や、その家族、また障害のある方からの相談を受ける立場の相談員等に向けて悪質商法や詐欺被害の事例や対処法を学ぶ講座を情報保障（手話通訳等）付で実施する。 ・悪質商法等被害防止講演会（手話通訳付） 3回 ・障害者関係団体等が開催する会議等における講座 1回 また、障害のある方等からの要望に応じて、くらしの巡回講座を実施する。
89	消費生活センター	学ぶ機会の少ない児童・生徒に向けて、消費者教育を受ける機会を提供します。 主な関係先：－ 対象年齢期：小学生期、中学生期	ライトポートの児童・生徒に向けて消費者教育を行うための出前授業を実施する。 ・ライトポートでの出前授業 6か所	ライトポートの児童・生徒に向けて消費者教育を行うための出前授業を実施した。 ・ライトポートでの出前授業（4か所 9回）	C	ライトポートの児童・生徒に向けて消費者教育を行うための出前授業を実施する。 ・ライトポートでの出前授業 6か所
90	消費生活センター	デジタル社会へ対応できる消費者の育成を図ります。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	キャッシュレスや、インターネットに関する啓発講座の実施や関連情報の収集を行い、啓発資料やSNSを活用し情報提供を行う。	・キャッシュレスや、インターネットに関する啓発講座を実施したほか、関連情報の収集を行い、啓発資料やSNSを活用し情報提供を行った。 ・講座等の開催数（37回）	a	キャッシュレスや、インターネットに関する啓発講座の実施や関連情報の収集を行い、啓発資料やSNSを活用し情報提供を行う。
91	消費生活センター	様々な講座・講演会等でアンケートを実施し、消費者の要望に応じた講座等を実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	くらしの巡回講座や消費生活講座でアンケートを実施し、その結果を講座の内容に反映させる。	講座において実施したアンケートの結果を、各種講座内容に反映させた。	a	くらしの巡回講座や消費生活講座でアンケートを実施し、その結果を講座の内容に反映させる。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
92	広報広聴課	千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。 主な関係先：千葉県弁護士会	市民法律講座 ・開催予定時期 令和6年3月 ・実施回数 1回	令和6年3月9日開催 参加者：41人（定員60人） 開催場所：千葉市文化センター	a	市民法律講座 ・開催予定時期 令和7年3月 ・実施回数 1回
93	こども企画課	実行委員会事務局として、事業者やボランティアと連携し、こどもが仕事や買い物、市長選挙などを疑似体験することにより社会へ参加することなどを学ぶ「こどものまちCBT（Chibatown）」を開催します。	こどものまちCBTの開催 ・実施日数：3日 ・参加予定人数：500人	こどものまちCBTの開催 ・実施日数：3日（8月25日～27日） ・参加人数：1,246人	a	こどものまちCBTの開催 ・実施日数：3日 ・参加予定人数：1,200人
94	建築指導課	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ「耐震診断・改修助成制度説明会」及び「市政出前講座」を開催します。	・耐震診断・改修助成制度説明会 実施回数 3回 ・耐震診断・耐震改修出前講座 実施回数 2回	・耐震診断・改修助成制度説明会 実施回数 3回 ・耐震診断・耐震改修出前講座 実施回数 1回	b	・耐震診断・改修助成制度説明会 実施回数 3回 ・耐震診断・耐震改修出前講座 実施回数 1回
95	住宅政策課	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催する。 ・実施予定回数（3回）	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催した。 ・実施回数（3回）	a	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催する。 ・実施予定回数（3回）
96	教育センター	消費者教育の推進のため、教員や学校に対し、情報提供や研修を行います。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期～成人期（特に若者）	・新学習指導要領に基づいて、消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修機会の拡充を検討する。 ・消費者教育に係る研修等において、学校での啓発冊子等の活用状況を確認する。 ・授業で利用できる消費者教育に関する資料の具体的な活用例等の紹介をする。	・新学習指導要領に基づいて、消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修を実施し、その中で消費者教育について情報提供を行った。 ・消費者教育に係る研修等において、学校での啓発冊子等の活用状況を確認し、今後も推進していく必要性を確認した。 ・授業で利用できる消費者教育に関する資料の効果的な活用について紹介した。	a	・消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修を今後も継続し、推進する。 ・消費者教育に係る研修等において、学校での啓発冊子等の活用状況を確認する。 ・授業で活用できる消費者教育に関する資料や出前講座について、紹介する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
97	生涯学習振興課	公民館において様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。	実施回数（10回）、受講者数（171人）	実施回数（12回）、受講者数（195人）	a	実施回数（9回）、受講者数（153人）
98	給与課	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	退職後のライフプランに関する講座を実施する。（1回）	実施回数（2回）、受講者数（188人）	a	退職後のライフプランに関する講座を実施する。（1回）
99	消費生活センター	「暮らしの情報いずみ」を発行し、消費生活に関する最新の情報を提供します。 主な関係先：ちばし消費者応援団、町内自治会、医療機関等 対象年齢期：高校生期、成人期	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行し、市民に対し啓発を行うとともに、消費生活に関する最新の情報を紙面に反映し、配布する。 ・暮らしの情報いずみ 発行6回（奇数月） ・暮らしの情報いずみ特集号 発行1回（市政だより令和5年9月号に折り込み）	消費生活に関する最新の情報を反映した「暮らしの情報いずみ」及び「暮らしの情報いずみ特集号」を発行し、市民に対し啓発を行った。 ・暮らしの情報いずみ（6回発行） ・暮らしの情報いずみ特集号（1回発行）（市政だより令和5年9月号に折り込み、全戸配布）	a	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行し、市民に対し啓発を行うとともに、消費生活に関する最新の情報を紙面に反映し、配布する。 ・暮らしの情報いずみ 発行6回（奇数月） ・暮らしの情報いずみ特集号 発行1回（市政だより令和7年1月号に折り込み）
100	消費生活センター	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	債務整理のための方法や専門の相談窓口について、消費生活相談を受けた際やホームページにおいて情報提供を行う。	債務整理のための方法や専門の相談窓口について、消費生活相談を受けた際やホームページにおいて情報提供を行った。	a	債務整理のための方法や専門の相談窓口について、消費生活相談を受けた際やホームページにおいて情報提供を行う。
101	地域安全課	特殊詐欺被害防止のため、ちばし安全・安心メールで注意喚起を行います。 主な関係先：警察 対象年齢期：高校生期、成人期	登録者数目標56,000人	登録者数58,378人達成	a	登録者数目標60,000人

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
102	地域安全課	ちばし安全・安心メールで配信した犯罪発生状況と防犯対策情報をホームページに掲載し、情報提供を行います。 主な関係先：警察 対象年齢期：高校生期、成人期	月1回ホームページ掲載	月1回ホームページ掲載	a	月1回ホームページ掲載
103	教育センター	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期、中学生期	・教育センター内部ホームページ及び、GIGAスクール構想で整備した1人1台端末（通称ギガタブ）内の情報配信サイトに情報モラルに関する資料を掲載する。 ・両情報配信サイトに掲載する学習資料と指導資料を更新する。 ・市内全ての小中学校に向け、情報モラルカリキュラムに沿った情報教育の実施や情報モラルコンテンツ活用等を周知する。	・教育センター内部ホームページ及び、GIGAスクール構想で整備した1人1台端末（通称ギガタブ）内の情報配信サイトに情報モラルやデジタルシティズンシップに関する資料を掲載した。 ・市内全ての小中学校に向け、情報モラルカリキュラムに沿った情報教育の実施や情報モラルコンテンツ活用等を周知した。	a	・教育センター内部ホームページ及び、GIGAスクール構想で整備した1人1台端末（通称ギガタブ）内の情報配信サイトに情報モラルを含む情報活用能力に関する資料を掲載する。 ・市内全ての小中学校に向け、情報モラルカリキュラムに沿った情報教育の実施や情報モラルコンテンツ活用等を周知する。
104	教育センター	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・中等教育・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。 主な関係先：学校 対象年齢期：成人期	・本センターが主催する情報教育やICT機器に関する研修会を実施するとともに、学校に直接出向き指導助言する際にも、教職員及び児童生徒のメディアリテラシーを高める教育の重要性を周知する。	・本センターが主催する情報教育やICT機器に関する研修会を実施するとともに、学校に直接出向き指導助言する際にも、教職員及び児童生徒のメディアリテラシーを高める教育の重要性を周知した。（研修会 8回 1,095人）	a	・本センターが主催する情報教育やICT活用に関する研修会を実施するとともに、学校に直接出向き指導助言する際にも、教職員及び児童生徒のメディアリテラシーを高める教育の重要性を周知する。
105	スマートシティ推進課	すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用に向けてスマートフォン講座を開催するとともに相談体制を構築し、スマートフォンが苦手な高齢者等のデジタル活用を支援する。	講座等の実施回数 スマートフォン講座（70回） スマートフォン相談会（24回）	講座等の実施回数 スマートフォン講座（80回） 参加人数721人 スマートフォン相談会（26回） 参加人数277人	a	・講座等の実施回数 スマートフォン講座（70回） スマートフォン相談会（24回） ・スマートフォン講座にて、消費者教育

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】

分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
	消費生活センター	制を構築します。また、併せて消費者教育に関する啓発等を実施します。	ハフフレット配布等による啓発	消費者教育に関する高齢者向けリーフレット等を配布した。	a	に関する啓発等を実施する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題9「事業者及び事業所への教育」

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
106	消費生活センター	事業者・事業者団体と連携し、社員等に対し消費者トラブル防止のための講座を実施します。 主な関係先：事業者、事業者団体 対象年齢期：成人期	企業における消費生活に関する社員研修を、企業等と連携して実施する。 ・企業における消費生活に関する社員研修 3回	企業における消費生活に関する社員研修 3回（32人）	a	企業における消費生活に関する社員研修を、企業等と連携して実施する。 ・企業における消費生活に関する社員研修 3回
107	消費生活センター	消費者トラブル防止のため、事業者に対し、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向経営に関する意見交換を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向経営に関する意見交換を行う。	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向経営に関する意見交換を行った。 ・事業者訪問数（13件）	a	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向経営に関する意見交換を行う。
108	人材育成課	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための教育を実施します	令和5年度「新規採用職員研修」の受講科目の1つとして、「消費者教育推進」を実施する。 ・対象者数236人	・受講者227人／受講対象者227人	a	令和6年度「新規採用職員研修」の受講科目の1つとして、「消費者行政について」を実施する。 ・対象者数 約200人
	消費生活センター		千葉市の新規採用職員に対して、消費者被害防止のため「消費者教育推進」に関する講座（Eラーニング）を提供する。	千葉市の新規採用職員向けの研修コンテンツ（「消費者行政について」）を作成・提供した。	a	千葉市の新規採用職員に対して、消費者被害防止等のため「消費者行政」に関する講座（Eラーニング）を提供する。

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題10「担い手の育成・支援」【重点課題】

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
109	消費生活センター	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育の推進を図ります。 主な関係先：教育委員会、学校 対象年齢期：小学生期、中学生期、成人期	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育を推進するため、様々な取り組みを実施する。 ・消費者教育研究推進校 ・消費者教育ポスター事業 ・ライトポートでの出前授業 ・小中学校での出前授業 ・消費者教育に関する教員研修	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育を推進するため、様々な取り組みを実施した。 ・消費者教育研究推進校（2校） ・消費者教育ポスター事業 ・ライトポートでの出前授業（4か所9回） ・小中学校での出前授業（9校23回） ・特別支援学校での出前授業（1回16人） ・消費者教育に関する教員研修（1回）	a	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育を推進するため、様々な取り組みを実施する。 ・消費者教育研究推進校 ・消費者教育ポスター事業 ・ライトポートでの出前授業 ・小中学校での出前授業 ・消費者教育に関する教員研修
110	脱炭素推進課	市民、事業者、学識経験者等から構成される千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）を運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）による啓発活動を行う。	親子三代夏祭り、エコメッセちば、若葉区民まつりに出展し、啓発を実施した。	a	千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）による啓発活動を行う。
111	市民自治推進課	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。 主な関係先：ボランティア団体、NPO団体 対象年齢期：中学生期～成人期	・施設利用者数：17,170人 ・会議室利用件数：750件 ・談話室利用件数：760件 ・登録団体数：800団体 ・ボランティア募集情報掲出数：710件 ・講座等参加者数：500人	・施設利用者数：10,779人 ・会議室利用件数：645件 ・談話室利用件数：646件 ・登録団体数：758団体 ・ボランティア募集情報掲出数：407件 ・講座等参加者数：254人	b	・施設利用者数：17,170人 ・会議室利用件数：750件 ・談話室利用件数：760件 ・登録団体数：810団体 ・ボランティア募集情報掲出数：720件 ・講座等参加者数：500人
112	廃棄物対策課	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	〇ちばルール行動協定事業者数 52事業者・162店舗	〇ちばルール行動協定事業者数 51事業者・331店舗	a	〇ちばルール行動協定事業者数 52事業者・331店舗

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題10「担い手の育成・支援」【重点課題】

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
113	消費生活センター	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。 主な関係先：地域団体、事業者 対象年齢期：全世代	ちばし消費者応援団の制度を周知し、消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等の登録を促す。 また、ちばし消費者応援団登録者に対し、消費者教育に関する情報提供や活動の場の貸し出しなどの支援を行う。	情報紙やホームページでちばし消費者応援団の制度を周知した。 また、ちばし消費者応援団登録者に対し、消費者教育に関する情報提供や活動の場の貸し出しなどの支援を行った。 ・団体会員登録数 69団体 ・個人会員登録数 38人 このほか、ちばし消費者応援団の会員団体との連携により、啓発・講座等を実施した。 ・連携団体 3団体 【淑徳大学】「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」4回 39人 【消費者市民サポートちば】見守り活動者向け講座 1回 12人 【千葉県生活協同組合連合会】「防ごう！子どもの事故～くらしに潜む危険を考える～」1回 16人	a	ちばし消費者応援団の制度を周知し、消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等の登録を促す。 また、ちばし消費者応援団登録者に対し、消費者教育に関する情報提供や活動の場の貸し出しなどの支援を行う。 このほか、ちばし消費者応援団の会員団体との連携により、啓発・講座等を実施する。
114	消費生活センター	見守り活動従事者向けの講座を実施し、消費者被害の防止を図るとともに、周囲への声掛けや被害に気付ける人材を育てます。 主な関係先：市民、見守り活動従事者、事業者 対象年齢期：成人期	主に見守り活動に従事する人に有用な内容で、消費者被害の事例や防止策、見守りのコツについて学習する啓発講座を実施する。 ・見守り活動者向けの講座 1回	消費者被害の事例や防止策、見守りのコツについて学習する啓発講座を実施した。 ・見守り活動者向けの講座（1回） 受講者数 12人	a	主に見守り活動に従事する人に有用な内容で、消費者被害の事例や防止策、見守りのコツについて学習する啓発講座を実施する。 ・見守り活動者向けの講座 1回

第4次千葉市消費生活基本計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度実施予定

基本的方向3「自ら考え行動する自立した消費者の育成」（消費者教育推進計画）

課題10「担い手の育成・支援」【重点課題】

No	所管課	施策内容	令和5年度実施予定	令和5年度事業実績	評価	令和6年度実施予定
115	消費生活センター	ちばし消費者応援団の活動を支援するため、登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、消費生活に関連した学習や活動を支援します。 主な関係先：地域団体、事業者 対象年齢期：成人期	ちばし消費者応援団登録者に対し、消費生活センター内の諸室を無料で貸し出し、学習や活動の場を提供する。	ちばし消費者応援団登録者の諸室利用件数 ・消費者活動コーナー（12回 171人） ・研修講義室（12回 264人） ・実験実習室（20回 416人）	a	ちばし消費者応援団登録者に対し、消費生活センター内の諸室を無料で貸し出し、学習や活動の場を提供する。
116	環境保全課	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を行っているボランティア団体の活動を支援するとともに、団体と連携し谷津田の体験教室を実施する等市民のボランティア団体への参加を促進する取り組みを行います。	ふれあい自然観察会 2回 谷津田の自然体験教室 6回 スキルアップ講座 1回 ※いずれもNo.66の一部再掲	ふれあい自然観察会 2回（32人参加） 谷津田の自然体験教室 6回（72人参加） スキルアップ講座 1回（5人参加） ※いずれもNo.66の一部再掲	a	ふれあい自然観察会 2回 谷津田の自然体験教室 6回 スキルアップ講座 1回 ※いずれもNo.66の一部再掲
117	廃棄物対策課	地域等において食品ロスの削減を担う人材の育成に向け、「食品ロス削減推進サポーター」の周知及び普及を図ります。	・食品ロス削減推進サポーター研修受講者数 6人	・食品ロス削減推進サポーター研修受講者数 16人 実施回数 6回（6月：3回、2月：3回）	a	・食品ロス削減推進サポーター研修受講者数（8人）
118	収集業務課	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、併せてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。 主な関係先：集団回収団体 対象年齢期：全世代	集団回収団体への補助金交付や保管庫等の設置などに対する支援を引き続き行うとともに、新規登録団体の増加を図るために新規結成自治会などへの案内文を送付しごみ減量・再資源化活動を推進する。	古紙・布類回収量 7,295 t	b	集団回収団体への補助金交付や保管庫等の設置などに対する支援を引き続き行うとともに、新規登録団体の増加を図るために新規結成自治会などへの案内文を送付しごみ減量・再資源化活動を推進する。